

# ぜんしゅりきょり

2014  
3月  
March

通巻76号

## 全国研修会特集

### 平成26年度全国研修会を東京で開催!!

平成26年2月21日東京の株エッサム神田ホール本社にて第2回全国研修会が開催され、全国各地から総勢51名が参加されました。  
第一部「仏壇公正取引協議会全体説明とパネルディスカッション 第二部「ニューリーダー部北越研修事業報告 第三部「終活カウンセラー協会理事長 武藤頼胡氏を講師にむかえての講演会、の三部構成で行ない、今回も宗教用具会の今後にとって有意義な研修会となりました。

仏壇公正取引協議会会長 小堀賢一氏より

### 「仏壇公正競争規約」施行約一年の現状と「仏壇公正取引協議会」全体説明



司会の西春貞男氏

つい先日発行されました「公取協通信第一号」に沿って話を進めます。これまで全国二十か所で公正競争規約の説明をしましたが、ご理解頂きにくかった箇所を説明します。実はこの規約の前提として「景品表示法」があつて、その第四条に「不当に良く見せる表示はだめ」と書かれてあります。誰もが守らなければいけない法律で、仏壇公正競争規約はそれを踏まえて作られたというところがガイドブックにも書いてあります。本協議会もこの規約も「景品表示法」に則ってできていることを分かっていたらただければ全体が見えて来ると思

います。



小堀賢一氏

仏壇公正取引協議会には消費者庁や各団体等から頻りに問い合わせがあります。典型的なものは「会員企業の中に不当表示の疑いの情報があるので調べなさい」というものです。しかし、会員にはこれまで故意によるものが一軒も無かつたのですが、会員以外には故意と思われる不当表示がありました。そのすべてに対し協議会が直接対応す



研修会の様子

るのは難しいので、最寄りの公正取引委員会や弁護士を通じて対応しているものがあります。せつかく規約ができたので、新聞に載るような案件を発見して、それを取り締まっていけることをアピールしたいと考えています。次に委員会活動について説明します。まず総務委員会ですが、設立準備委員会の時に会費を徴収してなかったツケがひびいて設立後も終始厳しい状況が続いています。昨年の総会で昨年九月からの入会金と次年度からの会費の値上げが承認されました。財政状況の問題解決が急務となっておりますので、会員の皆様には一層のご協力をお願いいたします。規約委員会では、「運用要領」が未承認です。例えば、表示基準を設ける場合、当協議会としては業界慣習に沿って決めたいのですが、実際には各方面の関係者とコンセンサスをとった上でないと決められません。例えば「うるし」に関しては、関係業界や工業試験所等にもご指導をお願いしてアドバイスをいただくなどして進めています。広報委員会では次年度から少し大きくなったステッカーを配布する予定です。調査委員会では、これまで五十六件の調査依頼が届き、うち三件が消費者庁と公正取引委員会から、残り五十三件が消費者・同業者からのもので、「重価格の疑い」「地域一番店との不当誇大表示」「原産国の表示がない」などです。事務局が対応していますが時間がかかっております。最後に次年度に向けてですが、全国各地の公正取引委員会に対応できる様に支部作りを進めています。総会で報告してそこからスタートしますのでよろしくお願いたします。

#### 【目次】

P1	研修会特集	平成26年度全国研修会開催 「仏壇公正競争規約」施行約1年の現状と 「仏壇公正取引協議会」全体説明
P2		パネルディスカッション
P4		講演「供養業界として終活の 取り組み方」武藤頼胡氏
P5		
P6		安田松慶氏 旭日小綬章受章祝賀会 花まつり・事務局からのお知らせ

# パネルディスカッション

パネラー

**小堀賢一** 仏壇公正取引協議会会長

**森 正** 仏壇公正取引協議会専務理事

**池田典明** 全宗協副理事長

**八田守立** 全宗協副理事長

**廣川俊輔** 全宗協ニューリーダー部長

コーディネーター

**西春貞男** 全宗協専務理事

**西春** 小売店舗として一年を振り返って現状認識等、お話ししていただければと思います。宜しくお願いします。

**廣川** 公正競争規約ができて一番変わったのはお店での表示。自分の会社ではそれ以外にはないですね。規約はあくまでもお客様のためのものであって、協議会に加入しても、メリットがないという声を聞くが考え違いだと思います。



廣川 俊輔 氏

公正取引協議会が八十以上ありますが、私たちが買い物をする時に規約が入っているかどうかを考えて買い物をすることはありません。

**八田** 去年の十一月、北海道・東北の協議会でこれと同じ課題で会合を開きました。「全く消費者は関心がない」「自社の道徳的問題でいいのではないか」という結論が出ました。八戸は特殊な町で專業の仏壇屋が無く、葬儀社が兼業していて、よほどのことがない限り葬儀をした会社に買いに行くのでこの規約は影響がありません。北海道・東北は無風地帯なので、競争が激化している地域からの話がほしいです。



八田 守立 氏

**森** 現状をご報告しますと、組織率で言えば昨年度は六十五社の新規加盟があり現在は五五九社。全国の仏壇業者の二割少々、店舗数で言えば二割ほどが組織されています。当社の調査によれば何らかの店舗表示されている店が約二十五%。徳島の

メーカーでは八十%で表示されています。営業マンがアンケートを取った結果として、公正競争規約に関する小売店からメーカー・問屋への要望としては「表示店をもっと増やしてほしい」など。メーカー・問屋の表示については「表示の仕方を統一してほしい」という要望が出ています。公正取引協議会に入って良かったという意見では「違うグレードで競争することがなくなった」「以前に比べて単価アップが図れるようになった」「不透明だった材質や産地が明確になった」「他店との差別化がはっきりとできるようになった」「安心して売れるようになった」などがあり、一方「協議会はどのようなことをしているのか」「消費者にもっとPRしてほしい」「できるだけ多くの小売店に参加してもらい、業界がもっとレベルアップしてほしい」という声もありました。まとめとしては、小売店は安心とメリットを感じてくれているのではないかと思います。

**池田** 全国に十三の仏壇産地があります。金沢で表示の仕方を巡って裁判沙汰が起きました。一年半かかって和解しましたが、お互い何のメリットもありませんでした。この規約はお客様に安心して買ってもらったためのもの。産地同士の足の引っ張り合いは止めようと言いたいですね。また余りに細かく表示すると逆にお客様は迷ってしまうのではないかと感じています。

**西春** ここで会場の各地区の方からご意見、ご報告を伺いましょう。

【九州沖縄地区】 一から十までお客様に説明することが正しいのかどうか。興味がないからといって放置している小売店も多い中で、私たちがどのようにして差別化してお客様に認めてもらえるか。それが自分たちに課された踏絵と想っています。

【九州沖縄地区】 表示の表現について当社の社員がレベルアップできました。ただ殆どのお客様は値段を見て買っています。倒産したお店を引き継いだ業者が違法な広告を出して売っていましたが、県の公取委に話をしても埒があかず、違法なことでも咎められない現状では手間暇かけても無駄ではないかという気持ちにもなっています。

**西春** 案件をもらったらどのように進めていただけるのでしょうか。

**小堀** 進め方の理想としては消費者からのクレームがあれば告訴までもっていける可能性があります。

今持ち込まれているのは殆どが同業者からのもの。そうすると当然消費者庁にしても仏壇公正取引協議会にしても業界の中で揉めているな、くらいにしか映らないことが



池田 典明 氏



小堀 賢一 氏

多いのです。ところが消費者からのクレームであれば全然受け止め方が違います。  
**【九州沖縄地区】** お客様が購入後不備があった場合、それに気づいてくれれば良いのですが、お客様は仏壇仏具 品質について詳しくは知らないのです、お客様からのクレームはほぼ無いと考えられます。  
**小堀** 協議会としても第一回目は近くの公正取引委員会にもちこんで欲しいです。よほど悪質な案件は弁護士に対応してもらっていますが、そこに持ち込むかどうかは費用もかかるので慎重に考えなければなりません。

**【阪奈兵和地区】** 和歌山・大阪は二重価格などの問題が非常に多く、従来の専門店が裁判をしているような現状です。私たちは見せるだけではなく、排除に向けてみんなでやっていきたいです。  
**【中国地区】** 私の店舗ではみんな品質



森 正 氏

表示をしています。来店されたお客様がそれを見て特別ご質問があるわけでもないのが現状です。表示は基礎的な情報として提供していて、それ以外の質問にもご説明を差し上げています。これは消費者のための表示ということで進めています。  
**森** 「景品表示法」は全ての店舗にかかる法律ですので、インターネットでも二重価格などを見つけた場合、消費者庁に報告したら当然問題になります。

**【関東・甲信地区】** 自分のプラスになるというより消費者のためになると捉えて、ここに加盟しているから安心というトークでお客様に満足していただける商品を提供していくという考え方で営業しています。  
**【東海地区】** お客様の五組に一人は「国産でしょうか」とか「表示はしてあるか」と聞いてそれなりに質のいいものを求めたいという感覚がありますので業界にとってはプラスになっています。ただバッテリーなどは協会の表示が浸透してきていて、お客

様には安心してお買い物いただける方向にはなってきています。  
**【ニューリーダー部】** 規約について、商売をしている側にメリットは無いと思っています。この協議会に入ってきたと勉強することが大事。今の時代極端に安い物が出ている、お客様がリスクを負う作りになっているものがあり、お客様が知らないで買うと本来三十年もつものが五年で傷んだりします。自分たちもお客様に正しい情報を提供できるように勉強する必要があります。

**【北越地区】** 私どもの産地でも職人が不足していて絶滅という状態に近いです。その原因の一つとして、半額セールなどという売り方があります。モラルの問題ですが、自分自身ありがたい仕事をさせてもらっているという気持ちをしかりと持っているかなければならないと考えます。ただ残念なのは、最近のお客様は仏壇の品質などを説明しようとしても、あまり興味をもってもらえないことも。先日もご主人を亡くしたという女性と母親が来店し仏壇を購入する際の会話を聞いていて、宗教離れ寺離れを感じました。ぜひこれを機会に、もう一度、全宗協に加盟している企業は他人様に笑われないように努めなければいけないと思います。  
**西春** みなさんありがとうございます。これで終了させていただきます。パネラーの皆様にもう一度拍手をお願いいたします。

# 講演「供養業界として終活の取り組み方」

一般社団法人 終活カウンセラー協会

武藤 頼胡 氏

皆様こんにちは。今日は「終活」ということでお話をさせていただきます。去年は全国百二十か所くらいで殆どお年寄りを対象に講演をしてきました。「終活」については昨年あたりから知名度が上がりましたが、一般人は、言葉は知っていても実際の自身は分かりません。ですからその道のプロである皆さんにこういうことを通じて事業に役立てていただければと思っています。宜しく願います。

二〇二〇年に自分に「終活カウンセラー」という呼称を付け、一人で「終活相談センター」を開設しました。次いで法人化した方がいいだろうということで「一般社団法人終活カウンセラー協会」を設立し、終活カウンセラーの検定試験もこれまで三十回ほど実施しています。今年を受講者数を二万人にしようという大変大きな目標を持っています。

なぜこのようなことをしようと思ったのかと言いますと、「お葬式セ

ミナー」に参加していて、高齢者はどこに何を相談していいか分からない、自分の不安が何なのかも分からない方が沢山いることを知りました。日本はエンディングという分野が遅れているので、終活カウンセラーがいて、一括して聞いて、専門家が要るのなら紹介すればいいのではないかと考えたのです。実際の相談もうけていますが、十五%は専門家が必要な案件です。あとの八十五%はお話で終わり、どこか話す場所があればそれで済みます。

ネットのサイトも開設したところ、一年で九十件問い合わせがありました。そこで一人でやるのではなく、きちんとした制度を作るべきだと思い、法人化しました。今このサイトのアクセス数が昨年十一月だけで七万ありまして、そのくらい終活に興味を持っている方、また終活に取り組んでいる方が多くなったのではないかと感じています。

では終活カウンセラーとは何かと言いますと、自分の終活は何だろうと考えて、それをサポートする。知識としては保険・相続・借借・お墓・年金・介護等、こんな知識を持っています。検定試験をどんな方が受けているかと言いますと、葬儀社・保険関連・主婦・葬祭関連・FP・石材店・介護・金融・行政・借借などですが、一番多いのは「その他」。レストランオーナーや女優、中には中学生もいます。最近は個人個人で終活を勉強しておこうという風潮があるからではないかと考えています。

全国を回りながら終活のイメージについてアンケートを取っています。第一位は「相続の準備」、第二位は「お墓の準備」、第一位は「お葬式の準備」です。ではなぜ準備をすることが大事なのか。そこに気づいてもらい、次に自分の人生でなにをしようかと考えてもらう「モチベーションづくり」を目指してお話しています。

「終活」という言葉は二〇〇九年週刊朝日の連載記事から出ました。当時は単に「お葬式の準備をしよう」「お墓の準備をしよう」という普段からの記事に〇〇活が流行っていることから「終活」という言葉を考え付け

ました。私は終活カウンセラー協会の設立に当たって、終活の定義を「人生の終焉を考えることを通じて自分を見つめ、今をよりよく自分らしく生きる活動」と定めました。ですから終活は単に「やりかた」を示すのではなく「あり方」を示すものです。

テレビ番組のビデオを見ていただきますが、終活が縁起でもないという時代ではなくって、「縁起でもない」という時代から「迷惑をかけたくない」という時代になってきたのです。昨年「終活フェスタ」をやったところ、一日で二千百人の方が来場され、「入棺体験会」もあって三百人くらいが参加しました。そこで思ったのは、人は生まれて来る時と亡くなる時は平等ということですが。

今日はみなさんの命の貴重な一時間をお借りして終活のお話をさせていただきます。もちろん企業として、お店としていろいろなお取り組みはあると思いますが、まずは自分の人生ですので、今日、まずはみなさんの終活ということを考えていただければ幸いです。御静聴ありがとうございます。

\*



武藤 頼胡 氏

セミナーでは、  
**○×カード**を  
使って…



クイズで楽しく覚えましょう!

## エンディングに関しての…

### 第一問

「ケアプランは自分で  
作成しても良いか？」

正解は「○」

### 第二問

「介護ヘルパーに年末の  
大掃除を頼んでも良いか？」

正解は「×」

### 第三問

「香典には税金がかかり、  
所得税を払う」

正解は「×」

### 第四問

「亡くなった場合すべての人  
に相続税がかかるので、申告  
して納税する義務がある」

正解は「×」

### 第五問

「自筆の遺言書が見つかった  
場合は、親族が揃っている席  
で開封して確認する」

正解は「×」

…クイズもありました。

## 安田松慶氏 旭日小綬章受章祝賀会

平成26年2月20日帝国ホテルにおいて安田松慶氏(全日本宗教用具協同組合理事・相談役)の受章祝賀会が行われました。安田さんは永年にわたり我が仏壇仏具業界の発展・振興に尽くされた功績により平成25年度の叙勲におきまして旭日小綬章の栄に浴されました。

この輝かしい栄誉は同氏のみならず私ども関係者にとりましてもの上ない喜びでございます。

当日は大勢の方々のご出席をいただきありがとうございました。



### \* 4月8日 花まつり \*

花まつりの時期になり、会員の皆様にはポスターとハガキを送らせていただきました。

今年も花まつりを盛り上げていきましょう。全日本仏教会様にもメッセージをいただきました。

四月八日はお釈迦さまのお誕生日です。一般的には「花まつり」と呼ばれ、法要はもちろん、パレード・ライブ・落語など、寺院を中心に地域の皆さんと一緒にお祝いをしています。約二千五百年前、お釈迦さまがご生誕された際に、空から甘露の雨が灌がれたことから、「花まつり」の際は、花御堂のお釈迦さまに甘茶をかけることが通例です。

花まつりの意義とは、お釈迦さまのご生誕をお祝いすることを通して、いのちの尊さを学び、日常をふりかえることにあります。お釈迦さまは、ご生誕時に『天上天下唯我独尊』とおっしゃったといわれています。これは「この世のすべてのいのちは尊い」ということを伝えています。そんないのちを生きている私は、日常生活において、私と同じく尊いいのちを生きている他者とのような関係を結んでいるかを振りかえる機縁にもなります。

全日本仏教会では、花まつりを通して、いのちの尊さを説く仏教を、まずは身近に感じてもらう取組を継続していきます。皆様のご協力をお願いします。

全日本仏教会

## 事務局からのお知らせ

### 1. 当面のスケジュール

平成26年4月18日(金) 役員会

平成26年5月20日(火) 第27回通常総会 (於 浅草ビューホテル)

平成26年6月26日(木) 役員会、委員会 (於 京都メルパルク)

### 2. 組合員数 平成26年3月20日現在 375名

**新規加入者** 平成25年11月12日以降

(株)兼松仏具 兼松茂美 様 (1月17日)

### 3. 組合関係者の訃報

(平成25年12月1日～平成26年3月20日)

【中国地区】

(有)今浦仏具店 代表 今浦公博様  
ご母堂 今浦千恵子様  
平成26年2月22日 79歳

【京滋地区】

(株)岩田宝来屋 代表取締役社長 岩田和義様  
ご尊父 岩田靖夫様  
平成26年3月12日 69歳